

研修会開催中止等判断基準

2020 年 7 月 長野県社会福祉士会

1 趣 旨

長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が主催する集合による研修会等において、自然災害等（台風、大雨、大雪、川の氾濫等の悪天候および地震が事由となるものに限る）が発生又は発生する危険性が高まっている場合における、研修会等の中止等の判断基準及び対応方法について定める。

2 基本原則

研修会場の区域において自然災害等により気象庁による下記の防災情報が出た場合

- (1) 特別警報発表もしくは警戒レベル 4 以上が発令された場合は、発令された時点で即時中止とする。
*即時中止：発令で自動的に中止とする。判断・確認は不要。
- (2) 警戒レベル 3 の発令の場合は、中止とする。
- (3) 警戒レベル 2 以下、注意報の場合は、開催する。

3 中止する事由の解除が予想される場合の判断

開催時まで中止事由の発令・解除が予想される場合の判断

決定の時点案	午前開催の場合	前日	正午
	午後開催の場合	前日	午後 4 時 30 分

4 判断の権限・プロセス案

- (1) 現場責任者と担当理事が協議のうえ、当該研修会等を所管する担当理事が判断する。
- (2) 担当理事は、判断後速やかに本会会長と事務局に報告する。
- (3) 事務局は、ホームページもしくは電話・メール等で参加者に速やかに周知する。

5 中止の周知方法

- (1) 参加費無料の研修は本会ホームページに掲載して告知する。
- (2) 参加費有料の研修は本会ホームページへの掲載および参加者に電話・メール等により連絡する。
- (3) 開催要領等には、自然災害等の発生時は研修等を中止すること及びその際の周知は本会ホームページ等で行うことを明文化する。

6 中止後の対応

- (1) 中止した研修会等については、原則として、代替え措置を講じるなどで後日開催を検討する。
- (2) 完全に中止の場合の受講料等は、返還するものとする。

7 研修会等開催中に自然災害等により突発的な中止事由等が発生した場合の対応

- (1) 開催場所に、特別警報発表、警戒レベル 4 以上発令の場合は、即時中止し、現場スタッフと参加者自身の判断により身を守るための最善の行動をとる。
- (2) 開催場所に、警戒レベル 3 発令の場合は、参加者に移動に時間を要する人がいる場合は、即時中止する。上記以外の場合、開催現場において継続・早期終了・中止の判断をする。
- (3) 開催場所に、警戒レベル 2 以下発令の場合は、原則、継続する。警戒レベルが上がる見込みがある場合、開催現場において早期終了・中止の判断をする。

* 発令後、現場責任者は、研修会等の継続・中止等の決定を速やかに行い、当該会合を所管する担当理事に報告する。担当理事は、報告を受けたら、速やかに本会会長と事務局に報告する。